

重要事件集中捜査要綱

平成元年 5 月 18 日
山口刑捜一第 706 号
山口刑捜二第 321 号
山口保防第 512 号
山口保生第 538 号
山口備備第 396 号
山口備外第 188 号
山口交指第 341 号

(概 要)

本通達は、凶悪又は特異重要事件の発生に際して、ブロック内各警察署等の捜査員等を当該事件の発生地を管轄する警察署に応援派遣し、効果的な集中捜査体制を確立して、事件の早期解決を図るために必要な事項を規定したものである。

この要綱には、

対象事件

集中捜査推進責任者等の指定及び任務

集中捜査活動要領

等が規定されている。